

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則 整備基準適合表（第4条関係）

別表第二

一建築物に関する整備基準

建築物の名称	用途		
工事種別	階数	地上階 地下階	
階別	階の用途	公共的施設の用途に供する部分の床面積	
		新築等の部分	既存部分
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
計		m ²	m ²
全ての階	公共的施設の用途に供する部分以外の床面積	m ²	

◆ 記入方法 ◆

- 1 公共的施設である建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに作成してください。
 - 2 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
 - 3 適合状況欄は、次により記入してください。
 - …整備基準に適合しているとき。
 - ×…整備基準に適合していないとき。
 - ／…整備基準の適用がないとき。
- ※ 摘要欄には記入しないで下さい。

1 出入口等

整備基準	適合状況	摘要
直接地上へ通ずる出入口		
幅は90cm以上（1以上）	（幅 cm）	
自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		
車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
駐車場へ通ずる出入口		
幅は90cm以上（1以上）	（幅 cm）	
自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		
車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口		
幅は80cm以上（1以上）	（幅 cm）	
自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		
車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		
入場料金等の徴収や店舗のレジ等の通路（1以上）		
幅は80cm以上	（幅 cm）	
自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		
車いす使用者が通過する際、支障となる段の禁止		

2 廊下等

整備基準	適合状況	摘要
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
段を設ける場合		
・ 手すりの設置（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 主たる階段の回り段の禁止		
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 突き出し等がなく、つまづきにくい段（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設（駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除）		
1の出入口等から各室の出入口にいたる経路（1以上）		
・ 幅は120cm以上	(幅 cm)	
・ 末端部分及び区間50m以内ごとの車いす回転用スペースの確保（共同住宅等は免除）		
・ （高低差がある場合）傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置		
・ 出入口等に接する部分の水平の確保		
・ 戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保		
直接地上へ通ずる出入口から案内所又は案内設備までの経路（1以上）		
・ 視覚障害者の誘導を行うための線状ブロック・点状ブロック等の設置、音声誘導装置等の設置又は常時勤務者による誘導（風除室内、教育施設、共同住宅等は免除）		
傾斜路を設ける場合（その踊り場を含む）		
・ 幅は120cm（段併設の場合は90cm）以上	(幅 cm)	
・ 勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下	(勾配 1/)	
・ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
・ 手すりの設置		
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床		
・ 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設（勾配が1/20以上（高低差が16cm以下の場合は、1/12）以下、教育施設、共同住宅等は免除）		

3 階段

整備基準	適合状況	摘要
直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段		
・ 手すりの設置（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 主たる階段の回り段の禁止		
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 突き出し等がなく、つまづきにくい段（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設（駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除）		

4 エレベーター

整備基準	適合状況	摘要
・ 用途面積が2,000㎡以上の公共的施設へのエレベーターの設置	設置台数 台	
かご		
・ 幅は140cm以上	(幅 cm)	
・ 奥行きは135cm以上	(奥行き cm)	
・ 車いすの転回に支障のない構造		
・ 停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		
・ 音声装置の設置	到着予定階	
	戸の閉鎖	
	かごの昇降方向	
・ 出入口の幅は80cm以上	(幅 cm)	
・ 車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置		
・ 点字、音による案内など、視覚障害者が操作しやすい制御装置の設置		
乗降ロビー		
・ 車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置		
・ 点字、音による案内など、視覚障害者が操作しやすい制御装置の設置		
・ 幅及び奥行き内法それぞれ150cm以上	(幅 cm)	
	(奥行き cm)	
・ 到着するかごの進行方向を表示する装置の設置		
・ 音声装置の設置	かごの昇降方向	

5 特殊な構造又は使用形態の昇降機

整備基準	適合状況	摘要
昇降行程が4m以下、又は階段・傾斜路等に沿って昇降するエレベーターの場合		
	設置台数 台	
・ かごの定格速度は15m/分以下、床面積は2.25㎡以下	(速度 m/分)	
	(面積 ㎡)	
・ 「平成12年建設省告示第1413号第1第七号」に規定する段差解消機		
・ かごの幅は70cm以上	(幅 cm)	
・ かごの奥行きは120cm以上	(奥行き cm)	
・ (かご内で方向を変更する必要がある場合) 車いすの転回に支障のない構造		
車いす使用者を乗せたまま、2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降するエスカレーターの場合		
	設置台数 台	
・ 踏段の定格速度は30m/分以下	(速度 m/分)	
・ 2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めの設置		
・ 「平成12年建設省告示台1417号第1ただし書」の車いす使用者用エスカレーター		

6 便所

整備基準	適合状況	摘要									
用途面積が1,000㎡以上の公共的施設の場合											
<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用便所の設置 (男女の区分がある場合はそれぞれ1以上) 	<table border="1"> <tr> <td>男女兼用</td> <td></td> <td>か所</td> </tr> <tr> <td>男子用</td> <td></td> <td>か所</td> </tr> <tr> <td>女子用</td> <td></td> <td>か所</td> </tr> </table>	男女兼用		か所	男子用		か所	女子用		か所	
男女兼用		か所									
男子用		か所									
女子用		か所									
男子用又は男女兼用便所											
車いす使用者用便所の構造											
<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保 											
<ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座の設置 											
<ul style="list-style-type: none"> 手すりの設置 											
<ul style="list-style-type: none"> 出入口幅は80cm以上 	(幅 cm)										
<ul style="list-style-type: none"> 戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保 											
<ul style="list-style-type: none"> 出入口幅は80cm以上 	(幅 cm)										
<ul style="list-style-type: none"> 戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保 											
男子用小便器を設ける場合（1以上、教育施設及び共同住宅等は免除）											
<ul style="list-style-type: none"> 手すりを設けた床置き式又は壁掛式の小便器の設置 											
女子用便所											
車いす使用者用便所の構造											
<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保 											
<ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座の設置 											
<ul style="list-style-type: none"> 手すりの設置 											
<ul style="list-style-type: none"> 出入口幅は80cm以上 	(幅 cm)										
<ul style="list-style-type: none"> 戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保 											
<ul style="list-style-type: none"> 出入口幅は80cm以上 	(幅 cm)										
<ul style="list-style-type: none"> 戸は自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を確保 											

7 駐車場及び自動車車庫

整備基準	適合状況	摘要
駐車台数が30台以上の場合の車いす使用者用駐車施設の設置	設置区画 <input type="text"/> 台	
車いす使用者用駐車施設の構造		
・ 出入口に近い位置に配置		
・ 幅は350cm以上	<input type="text"/> (幅 <input type="text"/> cm)	
車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路		
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
段の構造		
・ 手すりの設置		
・ 主たる階段の回り段の禁止		
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面		
道等又は車いす使用者用駐車施設に至る通路（1以上）		
・ 幅員は120cm以上	<input type="text"/> (幅 <input type="text"/> cm)	
・ (高低差がある場合) 傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置	<input type="text"/> (幅 <input type="text"/> cm)	

8 敷地内の通路

整備基準	適合状況	摘要
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
段の構造		
・ 手すりの設置（教育施設、共同住宅等は免除）		
・ 主たる階段の回り段の禁止		
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい踏面（教育施設、共同住宅等は免除）		
道等又は車いす使用者用駐車施設に至る通路（1以上）		
・ 幅は120cm以上	<input type="text"/> (幅 <input type="text"/> cm)	
・ (高低差がある場合) 傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置		
直接地上へ通ずる出入口から道等に至る通路 (1以上。駐車施設、教育施設、共同住宅等は免除)		
・ (用途面積が1,000㎡以上の公共的施設の場合) 線状ブロック等の敷設又は音声誘導装置等の設置		
・ 車路に接する部分等に点状ブロック等の敷設		
傾斜路を設ける場合（その踊り場を含む）		
・ 幅は120cm（段併設の場合は90cm）以上	<input type="text"/> (幅 <input type="text"/> cm)	
・ 勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下	<input type="text"/> (勾配 1/ <input type="text"/>)	
・ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
・ 手すりの設置		
・ 粗面又は滑りにくい仕上げの表面		
・ 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床		
・ 自動開閉式又は車いす使用者が通過しやすい戸		

9 客席

整備基準	適合状況	摘要
固定式客席数に応じた車いす使用者用区画の設置	客席数 <input type="text"/> 席 車いす使用者区画 <input type="text"/> 区画	
車いす使用者用区画の構造		
<ul style="list-style-type: none"> 区画の幅は85cm以上、奥行きは120cm以上 	(幅 <input type="text"/> cm) (奥行き <input type="text"/> cm)	
<ul style="list-style-type: none"> 水平な床 		
<ul style="list-style-type: none"> 客席内通路の幅は120cm以上 	(幅 <input type="text"/> cm)	
<ul style="list-style-type: none"> (高低差がある場合) 傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置 		
傾斜路を設ける場合（その踊り場を含む）		
<ul style="list-style-type: none"> 幅は120cm（段併設の場合は90cm）以上 	(幅 <input type="text"/> cm)	
<ul style="list-style-type: none"> 勾配1/12（高低差16cm以下の場合は1/8）以下 	(勾配 1/ <input type="text"/>)	
<ul style="list-style-type: none"> 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置 		
<ul style="list-style-type: none"> 手すりの設置 		
<ul style="list-style-type: none"> 粗面又は滑りにくい仕上げの表面 		
<ul style="list-style-type: none"> 周囲の色の明度・色相・彩度の差が大きく、識別しやすい床 		
<ul style="list-style-type: none"> 段の上端に近接する部分に点字ブロック等の敷設 (勾配が1/20以上（高低差が16cm以下の場合は、1/12）以下、教育施設、共同住宅等は免除) 		

10 標識及び案内設備

整備基準	適合状況	摘要
案内設備		
<ul style="list-style-type: none"> エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置 (案内所の設置又は配置を容易に視認できる場合は免除) 		
<ul style="list-style-type: none"> エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音等により視覚障害者に示す案内設備の設置 (案内所を設ける場合は免除) 		
施設付近の見やすい位置に標識（日本工業規格Z8210に適合）を設置		
<ul style="list-style-type: none"> 4に定めるエレベーター 		
<ul style="list-style-type: none"> 5に定める車いす使用者用特殊構造昇降機 		
<ul style="list-style-type: none"> 6に定める便所 		
<ul style="list-style-type: none"> 7に定める車いす使用者用駐車施設 		